

令和3年第4回市議会定例会質問者一覧表

(令和3年11月30日、12月1日、2日)

代表質問者一覧表〔第4回市議会定例会 令和3年11月30日開議〕

| 質問日 | 令和3年11月30日(火) | | | 質問方式 | 分割方式 | | |
|---------------|--|-----|---------|------|------|----|--------|
| 質問順位 | 1 | 会派名 | 自由民主党浜松 | 議席番号 | 28 | 氏名 | 加茂 俊武 |
| 表題 | 質問内容 | | | | | | 答弁者の職名 |
| 1 家庭ごみ有料化について | <p>令和2年7月に浜松市環境審議会へ諮問された家庭ごみ有料化について、本年10月12日の答申では、他政令指定都市の先行事例で高い減量効果が認められ、また、市民の環境に配慮する意識変化や行動変容につながっていると推察されることから、環境負荷低減のために有効な施策の一つであると考えられるとされた。</p> <p>一方、配慮する事項として、市民への十分な説明を行い、混乱を招かないよう周知することなど6項目が挙げられている。</p> <p>そこで、現時点での家庭ごみ有料化に関する本市の考えと今後の進め方について、以下2点伺う。</p> <p>(1) 浜松市環境審議会から答申を受け、市はどのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) 家庭ごみ有料化は市民生活にも大きな影響を与える施策であり、市民の意見を聴きながら検討すべきと考えるが、今後の進め方について伺う。</p> | | | | | | 鈴木市長 |
| 2 内部統制について | <p>地方公共団体における内部統制制度は、平成29年の地方自治法等の一部改正により一体的に導入された。</p> <p>本市では、令和2年3月「浜松市内部統制基本方針」を策定し、当該方針に基づき本市が取り扱う事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。内部統制は、事務の適正な執行を阻害する全てのリスクを防止するために、統制環境及びリスク評価と対応等の基本的な要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、達成のためには、適正な評価と対応が求められる。また、統制の方針を示しチェックする職員と、現場で業務に当たる職員との意思疎通、相互理解が大切である。</p> <p>9月定例会において、導入後、初めての内部統制評価報告書が作成され、監査委員による審査意見書も提出されたところである。そこで、以下2点伺う。</p> <p>(1) 全庁的な統制活動において、通知・依頼の内容が正しく伝わるのが大切である。その検証方法についての検討結果と今後の対応について伺う。</p> | | | | | | 金原総務部長 |

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|-------------------------|--|---------------|
| | <p>(2) 内部統制の評価に当たっては、重大な不備に該当するかどうかの判断が必要となる。そこで、重大な不備の基準の明確化についてマニュアル作成など現在の対応はどうか。また、今後取り組むべき課題はあるのか伺う。</p> | |
| <p>3 市民の安全・安心対策について</p> | <p>令和3年度施政方針においては、「市民の日常と企業の経済活動を支える道路法面防災や老朽化対策、耐震対策、流域治水対策などの防災・減災、国土強靱化に向けて、国や県と密接に連携し、取組を強化するとともに、交通事故ワースト1脱出に向けては、引き続き、地域の意見を踏まえながら、ハード・ソフト対策を効果的に組み合わせ、通学路対策や事故多発箇所への対策を実施し、市民の生命・財産を守る取組を一層進める」としている。</p> <p>土木事業は、市民の安全・安心に大きく関わることから、コロナ禍だからといって削減するわけにはいかない。</p> <p>そこで、市民の安全・安心を守る交通安全や、防災・減災、国土強靱化の取組に関し、以下3点伺う。</p> <p>(1) 本市は、政令指定都市の中で1世帯当たりの自動車保有台数が最も多く、主要幹線道路では依然として渋滞の発生が顕著である。このため、迂回車両が生活道路に進入し、しばしば危険な場面が見受けられる。渋滞が交通事故を誘発すると言われており、道路の新設は、こうした状況を抜本的に解消するため、非常に重要なものである。</p> <p>そこで、本市道路の渋滞状況と対応方針を伺う。</p> <p>(2) 児童・生徒を守るためには、通学路の交通安全対策が必要不可欠である。そこで以下について伺う。</p> <p>ア 通学路の安全対策における教育委員会、警察との連携内容と要望への対応状況を伺う。</p> <p>イ 自治会からの歩道に関する整備要望の進捗状況を伺う。また、歩道のない橋梁における歩道整備の考え方について伺う。</p> <p>(3) 南海トラフ巨大地震の被害想定は太平洋側の広範囲にわたっており、本市もその範囲に含まれている。巨大地震が発生した場合、本市への影響も想定されるが、主要道路は、救急搬送や支援物資輸送車両等が通行する命の道となる。</p> <p>そこで、本市が管理する道路における橋梁耐震化の進捗状況と今後の進め方について伺う。</p> | <p>高須土木部長</p> |
| <p>4 空家対策計画について</p> | <p>国は、空家法基本指針及び特定空家等に対する措置に関するガイドラインについて、平成26年の法施行後の取組状況や地方公共団体からの要望等を踏まえ、空</p> | <p>奥家市民部長</p> |

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|---------------|--|---------|
| | <p>き家対策を強力に推進するため、本年6月に空家法基本指針、並びにガイドラインを改正している。</p> <p>本市は、平成29年4月に「浜松市空家等対策計画」を策定し、計画に基づき、これまで空き家等の対策を進めてきている。その計画期間である5年が経過し、内容の見直しを図り、本市の空き家等対策の基本姿勢を示すとともに、市民に広く周知し、より計画的に進めることを目的として「第2次浜松市空家等対策計画」が令和4年4月より実施される予定となっている。</p> <p>そこで、以下3点伺う。</p> <p>(1) 現時点で、第1次計画から見直した重要な点は何か伺う。</p> <p>(2) 台風等の風水害発生時には、看板や建物の瓦等の建築部材の飛散による被害が想定される。所有者と連絡が取れない空き家は、災害時においてはどのように対応するのか伺う。</p> <p>(3) 不安や危険を毎日感じている近隣住民の視点に立てば、円滑な指導・勧告・命令・行政代執行が必要である。明らかに危険な特定空家に対する行政代執行までのマニュアル作成の考えはないか伺う。また、代執行費用回収のための方策についても、マニュアルの作成や相談体制を整備する考えはないか伺う。</p> | |
| 5 本市の災害対策について | <p>災害対策基本法の基本理念には、我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ることが定められている。</p> <p>本市の災害応急対策計画では、東海地震等が発生した場合の災害応急対策について定めており、海溝型巨大地震が発生した場合、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足など甚大かつ広域的な被害が予想される。こうした想定を超える事態が発生する恐れがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行うとしている。</p> <p>令和3年5月定例会の監査報告により、応急対策業務に対する認識不足と災害時における優先業務の精査が不十分であると指摘されている。</p> <p>そこで、以下3点伺う。</p> <p>(1) 救援物資のプッシュ型支援の拠点は、産業展示館1か所となっているが、道路の寸断など不測の事態を想定し、その他の施設についても検討する考えはないか伺う。</p> | 小松危機管理監 |

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|--------------------------|--|-----------------|
| | <p>(2) 区対策本部と地域本部が担う応急対策業務の内容と職員の配置状況について伺う。</p> <p>(3) 定期監査では、危機管理課は、全庁に業務継続計画に対する理解を徹底させるよう努めるとともに、各所管課における実効性のある体制づくりを推進されたいとしている。そこで業務継続計画の精査についての取組状況について伺う。</p> | |
| <p>6 公共施設周辺の土地取得について</p> | <p>公共施設等総合管理計画における、これからの資産経営の考え方について「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進め、デジタルの力を最大限に活かして、安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立することが重要としている。</p> <p>将来の浜松において、公共施設周辺の土地取得はメリットが大きいと考える。そこで、学校など公共施設周辺の土地を積極的に取得する考えはないか伺う。</p> | <p>森本財務部長</p> |
| <p>7 本市のコロナ治療について</p> | <p>世界中に混乱を及ぼし、人々の生活を一変させた新型コロナウイルスは、いまだに脅威であることは間違いない。本市は、政令市でワクチン接種率が最も高くなるなど、接種が進むにつれ、希望が見えてきている。</p> <p>しかし、完全にウイルスを封じ込めたわけではなく、第6波への不安は、いまだ簡単に消えるものではない。そして大きな問題となるのは、重症者が増加し医療現場が逼迫することだと考える。感染者を抑えることと同時に、治療について目を向けていかななくてはならない。</p> <p>そこで、本市は、抗体カクテル療法を軽症者に促すことで重症化させない取組を実施してきたと伺ったが、感染者への治療の経過と今後の治療薬の活用方針について伺う。</p> | <p>鈴木医療担当部長</p> |
| <p>8 令和4年度予算編成方針について</p> | <p>令和3年度施政方針では、予算編成について、「これまで進めてきた財政健全化の成果を発揮し、基金の活用や国庫補助金、市債等により必要な財源を確保するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、事業の見直しや選択と集中による歳出の重点化を例年以上に徹底し、メリハリの効いた予算案を編成した」としている。</p> <p>また、令和4年度の予算編成方針では、「各政策・事業の選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、中期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保しつつ、DX（デジタルトランスフォー</p> | |

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|-----|---|------------------------------------|
| | <p>一メーション)、デュアルモード社会への対応を始めとした必要な諸施策を積極的に推進していく」としている。</p> <p>昨年9月定例会において、コロナによる不測の事態の中、財政面での対応について質問したが、今回は、ウィズコロナにおける令和4年度の予算編成について、以下3点伺う。</p> <p>(1) 令和3年度予算と比較し、令和4年度予算における新たな視点など、重要方針は何か伺う。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たに必要となる経費がある一方、執行できなかった事業により不用となる経費があるが、これらをどう分析し、今後の予算編成にどのように生かしていくのか伺う。</p> <p>(3) コロナ禍による市民生活の安定と経済的なショックを克服するためには、予算規模を維持し、投資を惜しまず積極的に市債を活用して事業を推進することが必要である。本市の考えを伺う。</p> | <p>鈴木市長</p> <p>森本財務部長</p> <p>〃</p> |